

1-41. 那覇市議会議員並びにその他の者の弔事に関する取扱 内規

平成 7 年 12 月 25 日
適 用

第 1 条 本市議会議員並びにその他の者の弔事に関しては、この内規の定めるところによる。

第 2 条 公費で対応できる弔事については、この内規で定められた範囲とする。

第 3 条 前条に規定する弔事の範囲は、次に掲げる事項とする。

- (1) 香典
- (2) 供花
- (3) 新聞広告掲載
- (4) 弔電

第 4 条 前条の適用者及び香典などの額等の目安については、別表のとおりとする。ただし議長が特に必要と認めた者、又は公的対応が好ましくないと判断した場合はこの限りでない。なお、公費の支出にあたっては、この内規により画一的に行うものではなく、本市議会との関係など、実態に即して、真に支出が認められる場合に行うものとする。

2 前項の議長が特に必要と認めた者の香典の額は、上限を 5 万円とする。

第 5 条 第 3 条に規定されている香典などの記載方法等については、次のとおりとする。

- (1) 香典、供花の記載名は、「那覇市議会」とする。
- (2) 新聞広告の掲載名は、「那覇市議会議長〇〇〇〇」又は「那覇市議会」とする。
- (3) 弔電は「那覇市議会議長〇〇〇〇」と打電する。

付 則

この内規は、平成 7 年 12 月 25 日から施行する。

付 則

この内規は、平成 16 年 1 月 1 日から施行する。

付 則

この内規は、平成 18 年 3 月 1 日から施行する。

付 則

この内規は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

付 則

この内規は、平成 24 年 11 月 20 日から施行する。

(別表)議会関係葬儀に関する香典・供花・広告区分〔平成 24 年 11 月 20 日施行〕

死亡者 対象者			本人	本人の一親等の 血族及び配偶者
市議会関係者	市議会議員	議長	香典料(5 万円)・ 供花・広告	香典料(1 万円)・ 供花・広告
		副議長	香典料(5 万円)・ 供花・広告	香典料(1 万円)・ 供花・広告
		議員	香典料(5 万円)・ 供花・広告	香典料(1 万円)・ 供花・広告
	正副議長経験者		香典料(1 万円)・ 供花	弔電
	市議会議員経験者		香典料(1 万円)・ 供花	弔電
市行政関係者	市長		香典料(5 万円)・ 供花・広告	香典料(1 万円)・ 供花・広告
	市長経験者		香典料(1 万円)・ 供花	弔電
	副市長・教育長・上下 水道事業管理者		香典料(1 万円)・ 供花	香典料(3 千円)・ 供花
	市職員	正職員	香典料(3 千円)・供花 (ただし供花については 議会事務局職員に限る)	

	臨時・非常勤職員 (ただし議会事務局職員に限る)	香典料(3 千円)	
その他	本市を含む選挙区選出国會議員	香典料(1 万円)・ 供花	弔電
	本市を含む選挙区選出国會議員経験者	香典料(5 千円)	弔電
	本市選出県議會議員	香典料(1 万円)・ 供花	弔電
	本市選出県議會議員経験者	香典料(5 千円)	弔電
	名誉市民	香典料(5 万円)・ 供花・広告	弔電
	市政功労者(ただし議会推薦者に限る)	香典料(3 万円)・ 供花	弔電
	各界の著名人等	香典料(3 千円) 又は弔電	